

安平町ときわキャンプ場 指定管理者募集要項

令和4年10月

安平町建設課土木・公園グループ

安平町ときわキャンプ場指定管理者募集要項

目次

第1	趣旨	1
第2	施設の概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の規模等	1
第3	管理の基本的内容	
1	指定管理者が行う業務の範囲	1
2	指定期間	1
3	業務に必要な経費及び指定管理者の収入	1
4	前受金	2
5	管理の基準等	2
6	関係法令等の遵守	3
第4	申請の手続	
1	申請資格	3
2	欠格事項	3
3	コンソーシアムによる申請	4
4	申請書類の受付	4
5	提出書類	4
6	事業計画書の記載内容	5
7	指定管理料	5
8	留意事項	6
第5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定方法	6
2	選定基準	7
3	選定結果	8
第6	指定管理者の指定及び協定の締結	
1	指定管理者の指定	8
2	協定の締結	8
3	その他	8
第7	その他	
1	質問事項の受付	9
2	説明会（施設見学会）の実施	9
3	問い合わせ先（窓口）	9
4	スケジュール	9

様式 1 - 1	指定管理者指定申請書
様式 1 - 2	コンソーシアム構成員表
様式 2	事業計画書
付表 1	職員配置と責任体制
付表 2	業務委託調書
様式 3	収支計画書
付表 1	職員給料、賃金の積算根拠
様式 4	誓約書
様式 5	質問書
様式 6	説明会参加申込書
参考資料 1	基本協定書（案）

第1 趣旨

安平町（以下「町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び安平町キャンプ場条例（令和2年安平町条例第6号。以下「キャンプ場条例」という。）第11条に基づき、安平町ときわキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営を行うことができる指定管理者を募集します。

この要項は、基本的な事項を記載しています。詳細については、安平町ときわキャンプ場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

第2 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所在地
安平町ときわキャンプ場	安平町早来北進98番地45 ほか

2 設置目的

キャンプ場は、地域の活性化を目指し、町民の健康増進とレクリエーション、観光振興を図るために設置しています。

3 施設の規模等

面 積	31.4 ha
主な施設	<ul style="list-style-type: none">・管理棟、倉庫、案内看板、掲示板、照明、ごみ置場、炭捨て場・駐車場、トイレ、合併浄化槽・テントサイト、バンガロー、ツリーハウス・野外炉、炊事棟・アスレチック遊具、ローラー滑り台、四阿・健康の森、ライオンズの森

第3 管理の基本的内容

キャンプ場の管理の基本的な内容は、次のとおりです。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) キャンプ場の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) キャンプ場の管理運営に関して町長が必要と認める業務

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は、安平町議会（以下「町議会」という。）の議決が必要なため、町議会の議決後に確定します。

3 業務に必要な経費及び指定管理者の収入

指定管理業務に必要な経費は、町が指定管理者に支払う指定管理料及び指定管理者が収受する利用料金等により賄います。

- (1) 町が指定管理者に支払う負担金

- ① 町は、指定管理業務に必要な経費のうち、利用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支払います。
 - ② 指定管理料の額は、第4の7に定める上限額の範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、その支払方法等を含め、協定に定めます。
 - ③ 協定に定める指定管理料の額は、利用料金の見直しその他特殊な事情の変更により著しく不適当となった場合等を除き、変更しません。
- (2) 利用料金
- 利用者が納付する利用料金は、指定管理者が收受し、利用料金の額は、キャンプ場条例で定める範囲内において町長の承認を受けて指定管理者が定めます。
- ① 指定管理者は、指定管理期間中にキャンプ場条例別表に定める利用料金の上限額の全部又は一部が改正されたときは、利用料金の額の見直しを行うものとしします。
 - ② 利用料金の上限額に改正があったときは、町が算出した改正後の利用料金の上限額を基準とした利用料金収入見込額の結果に基づいて、改正後の利用料金の上限額が適用される日以降の期間に係る負担金の増額又は減額について協議するものとしします。
- また、指定管理者は、安平町キャンプ場管理規則（令和2年安平町規則第20号。以下「キャンプ場規則」という。）第3条に規定する減免の基準に該当する者（安平町キャンプ場管理規則に基づく内規別表第1）から減免の申請があったときは、利用料金を減免するものとしします。
- (3) 指定管理業務にかかる経費の管理
- ① 管理体制
- 指定管理者は、指定管理業務の実施に係る経費を適切に執行管理するための体制を確保するものとしします。
- ② 区分経理
- 本業務に係る資金の収支は、他の会計と区分し、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければなりません。

4 前受金

指定期間中に收受した利用料金のうち、指定期間満了日の翌日以降の使用に係るものについては、預り金として処理し、次の指定管理者に、速やかに引き継ぐものとしします。

5 管理の基準等

キャンプ場の管理の基準その他の管理に必要な事項は、仕様書によるものとししますが、主な内容は、次のとおりです。

(1) 休場日

キャンプ場の休場日は、次のとおりとする。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更し、また臨時に休場日を設けることができるものとしします。

ア 11月1日から翌年4月28日まで

(2) 利用時間

キャンプ場の利用時間は、次のとおりです。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更できるものとしします。

区 分	利用時間
フリーテントサイト、手ぶらキャンプ、バンガロー、ツリーハウス、キャンピングカー（駐車場内）、施設利用者	午後 1 時から翌日午前11時まで
バーベキューコーナー	午前10時から午後 8 時まで（1 日連続 4 時間まで）

(3) 個人情報の保護

キャンプ場を管理するに当たっての個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び安平町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 14 号）のほか、仕様書に定めるところにより適正に行うものとします。

6 関係法令等の遵守

指定管理者は、キャンプ場の管理を行うにあたり、キャンプ場条例及びキャンプ場規則の規定に従わなければならないほか、次に掲げる法令その他関係法令等を遵守することとします。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 安平町公園条例（令和 2 年安平町条例第 5 号）
- (4) 安平町個人情報保護条例（平成18年安平町条例第14号）
- (5) 安平町情報公開条例（平成18年安平町条例第12号）
- (6) 安平町行政手続条例（平成18年安平町条例第15号）
- (7) 安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年安平町条例第22号）
- (8) 安平町暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年安平町条例第17号）
- (9) 上記の各条例に基づく規則

第 4 申請の手続

1 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 ※ 法人でない団体も申請できますが、個人は申請できません。
- (2) 北海道内に事業所を置く法人等に限り、法人等の事業所については、申請書を町に提出する日において、北海道内に設置していることが必要です。

2 欠格事項

次のいずれの事項にも該当しない法人等であること。

- ① 法人等の代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること。
- ② 地方自治法第244条の 2 第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過していないこと。
- ③ 町から指名停止（一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を含む。）を受けていること。
- ④ 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の 2、第142条、第166条及び第180条の 5 に該当すること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2

号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であること、又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者であること。

- ⑥ 道税、町税、消費税及び地方消費税に滞納があること。
- ⑦ その他指定管理者制度の趣旨に鑑み、町が欠格に該当すると認める事項があること。

3 コンソーシアムによる申請

(1) 複数の法人等で構成されたコンソーシアム（共同事業体）により申請することができます。ただし、単独で申請した法人等は、コンソーシアムによる申請の構成団体となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成団体になることはできません。

- (2) 複数の法人等がコンソーシアムを構成して申請する場合は、当該コンソーシアム又は構成するいずれかの団体が安平町内に事業所を置く法人等であることが必要です。また、全ての団体が欠格事項に該当しない法人等であることが必要です。
- (3) コンソーシアムで申請する場合は、必ず代表する法人等を定めてください。

4 申請書類の受付

- (1) 申請期間：令和4年11月14日（月）～11月18日（金）
- (2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分
- (3) 提出方法：申請書類を第7の3の窓口へ持参すること。郵送の場合は、申請期間最終日の受付時間内必着とします。

5 提出書類

- (1) 申請する法人等又はコンソーシアム（以下「申請者」という。）は、下表の書類を提出してください。
- (2) 提出部数
 正本1部及び副本9部
 なお、副本については、添付書類も含め複写したもので結構です。
- (3) 申請書類は、原則として全て縦型A4版で作成し、下表に記載されている順序で左綴じし、正本1部にインデックスを貼り付けてください。

書類名	様式	留意事項
(1) 指定管理者指定申請書	様式1-1	
添付書類		
定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類		※発効後3か月以内のもの
申請する日の属する年度の前年度における事業報告書、収支決算書その他運営又は経営状況を説明する書類		※発効後3か月以内のもの ※貸借対照表及び損益計算書がある場合は提出すること
法人の登記簿謄本又は登記事項証明書		法人でない場合は、代表者の住民票の写し ※発効後3か月以内のもの

	納税証明書（未納のない証明）		直前の事業年度のもので、道税、町税、消費税及び地方消費税に係るもの ※発効後3か月以内のもの
(2)	コンソーシアム構成員表	様式1-2	コンソーシアムによる申請の場合に提出
(3)	事業計画書	様式2	
添付書類			
	職員配置と責任体制	付表1	
	業務委託調書	付表2	
(4)	収支計画書	様式3	
添付書類			
	職員給料、賃金の積算根拠	付表1	
(5)	誓約書	様式4	

6 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- ・施設運営方針（平等な利用の確保等の適正な管理方針）
- ・地域連携、貢献
 - (1) 地域や関連機関等との連携
 - (2) 地域の活性化等に資する取組等
- ・経費の縮減のための取組
- ・キャンプ場利活用の促進（自主事業の実施計画等）
- ・管理業務の実施計画
 - (1) 管理体制
 - (2) 管理業務を適切に行うための手法
- ・キャンプ場を含む類似施設の管理運営状況

7 指定管理料

町が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。

応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む)	備 考
令和5年度	14,973千円	
令和6年度	14,973千円	
令和7年度	14,973千円	
令和8年度	14,973千円	
令和9年度	14,973千円	

(※) 実際に支払われる指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と町が協議した上で、毎年度の予算編成において確定しま

す。利用料金の改定を行った場合など、年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。

8 留意事項

(1) 無効又は失格

次に掲げる場合には、無効又は失格となることがあります。

ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合

イ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 提出書類に、申請者が記載すべき事項以外の事項が記載されている場合

エ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合

オ 安平町の職員及び本件関係者に対して、本件申請についての接触の事実が認められた場合

(2) 重複申請の禁止

申請1団体（コンソーシアム）につき1申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 提出書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の指定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) 利用料金改定について

指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正が伴います。

(9) 利用料金減免について

現在、キャンプ場規則で定める基準により減免を行っていますが、これによる利用料金の収入の減少分は原則補填を行いません。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により候補者を選定します。その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位にある者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。なお、最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

ヒアリングを実施する場合の日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する基準は、下記のとおりです。

評価項目	審査書類	評価内容	配点
施設の運営方針の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針は施設の設置目的や町の基本的考え方に合致しているか 平等な利用を確保するための手法がとられているか 	5
地域連携、貢献の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関等との連携が図られているか 地域の活性化等に資する取組を行っているか（社会貢献活動、地域の雇用の確保、男女共同参画社会形成への取組、町特産品の利用等） 	15
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 収支計画書 	効率的な管理による経費の縮減への取組みが反映された指定管理料の額になっているか	5
収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 収支計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか 管理業務計画と整合のとれた適切な収支計画であるか 管理に要する経費は妥当か 人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか） 	10
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 収支計画書 	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場の利用促進に向けた適切な計画となっているか 利用者へのサービス向上の取組は十分か 利用者の利用拡大の取組は十分か 自主事業の内容はキャンプ場の賑わい創出につながっているか 障がい者・高齢者・子ども等の視点から使いやすいキャンプ場を目指す取組は十分か 	20
施設管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 収支計画書 業務委託調書 職員配置と責任体制 	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務は安全かつ適切に行うための手法がとられているか 職員配置と責任体制、緊急時の体制は適切か 職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか 環境への配慮及び環境負荷軽減への配慮がなされているか 個人情報の保護に対する取組は十分か 	15
経理的及び技術的基盤の内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の概要 定款、登記簿謄本 貸借対照表、損益計算書、収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務を確実に実行できる経営基盤、安定性を有しているか キャンプ場の管理に必要な知識及び技術を有しているか キャンプ場を含む類似施設の管理運営は良好に行われているか（実績や経験を有しているか） 	15

地域的な要件	法人等の概要	北海道内に本店又は主たる事務所を有しているか	15
合 計			100

3 選定結果

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については町ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、町議会の議決を経て指定管理者の指定を受けるものとします。なお、町議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合、申請者が申請に関して支出した費用等については一切補償しません。

2 協定の締結

指定管理者と町は、キャンプ場の管理に関し必要な事項等について、協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。協定の内容は、次のとおりとします。

(1) 基本協定

- ア 総括的事項
- イ 管理業務計画に関する事項
- ウ キャンプ場施設の利用に関する事項
- エ 管理経費に関する事項
- オ 職員の配置に関する事項
- カ 事業の報告及び指導監督に関する事項
- キ 指定の取り消し若しくは管理業務の停止又は指定期間終了後の措置に関する事項
- ク その他必要な事項

(2) 年度協定

- ア 管理業務の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 その他

指定管理者の候補者が、指定管理者の指定までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町は、指定をせず協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の候補者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 その他

1 質問事項の受付

令和4年10月13日（木）から11月7日（月）までの間、質問書（様式5）に記入の上、質問を受け付けます。質問書は第7の3の窓口へ直接持参するほか、郵送、電子メールまたはFAXでも質問を受け付けます。電話での質問は受け付けません。

2 説明会（施設見学会）の実施

次のとおり説明会を開催します。申請予定の法人等は必ず出席してください。説明会に欠席の法人等は申請することができません。なお、出席人数は原則として1法人等2人までとします。説明会参加申込書（様式6）を第7の3の窓口へ直接持参のほか、郵送、電子メールまたはFAXで申し込んでください。電話での申し込みは受け付けません。

※コンソーシアムでの申請を予定している場合、コンソーシアムを構成する予定の全ての法人等が説明会に出席していることが必要です。

- (1) 開催日時：令和4年11月9日（水）午後1時30分～3時30分
- (2) 開催場所：安平町総合庁舎2階大会議室
- (3) 施設見学会については、説明会終了後に現地へ移動し開催します。（30分程度）

3 問い合わせ先（窓口）

安平町建設課土木・公園グループ（公園担当）

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町95番地

TEL：0145-29-7075（課直通）

FAX：0145-22-3006

E-mail：kouen-kanri@town.abira.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

4 スケジュール

内 容	期日又は期間
募集要項の公表	10月13日（木）
募集要項に対する質問の受付	10月13日（木）～11月7日（月）
説明会の開催（施設見学会の開催）	11月9日（水）
申請書類の受付	11月14日（月）～18日（金）
書類審査・プレゼンテーション	11月下旬（予定）
選定結果の通知・公表	選定後
町議会による指定議決	12月19日（月）・12月20日（火）
指定管理者の指定	議決後
協定の締結（基本協定・年度協定）	令和5年1月以降（予定）